

**令和7年度（7月採用）小城市任期付職員（保育士・幼稚園教諭）  
採用試験実施要領**

小城市一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年小城市条例第30号）及び小城市一般職の任期付職員の採用に関する規則（令和3年小城市規則第15号）に基づき、任期付職員の採用を行います。

**1 試験区分及び採用予定人員**

試験区分	採用予定	任用期間	職務内容
任期付保育士・幼稚園教諭	若干名	令和7年7月1日から令和9年3月31日まで	認定こども園、保育園及び幼稚園での園児の保育・教育の業務に従事します。

**2 受験資格**

試験区分	要件
任期付保育士・幼稚園教諭	昭和41年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する人

次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 小城市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

**3 試験の方法、期日及び場所**

**(1) 第一次試験**

ア 試験の方法

科目	備考
書類選考	受験申込時に提出されたアピールシートにより、職務に活用できる知識、経験、能力等を総合的に審査します。

イ 第一次合格者発表

申込締切後1週間以内に、小城市役所に掲示するほか、合格者に通知します。

**(2) 第二次試験**

ア 試験の方法

面接試験を行います。

イ 日時及び会場

令和7年5月下旬に行う予定です。日時及び会場は、第一次試験合格者に通知します。

### (3) 最終合格者発表

令和7年6月上旬に小城市役所に掲示するほか、合格者に通知します。

## 4 給与・福利厚生等

(1) 給与は、短大新卒の場合、原則として行政職給料表1級13号給（給料月額201,400円）が支給され、学歴及び職歴により調整されます。

このほか、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が該当者にそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) 福利厚生として、地方公共団体職員を対象とした各種共済・保険（火災・自動車共済、任意共済等）へ加入できます。

## 5 受験手続及び受付期間

### (1) 申込事前準備

LINEによる申込のみ受け付けます。申込に当たっては、事前に以下のア～エのものを準備してください。LINEを利用されていない場合は、総務課人事係までご連絡ください。

#### ア スマートフォン

LINEアプリをダウンロードいただき、「小城市役所」の公式アカウントを友達追加してください。

#### イ 顔写真データ

令和6年11月以降に背景を無地で撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きの本人と確認できるものがが必要です。

なお、顔写真は、本人確認のために使用する重要な資料ですので、写真館などで撮影された明瞭な写真を準備してください。

#### ウ 資格データ

保育士証及び幼稚園教諭免許状の写しを準備してください。

※資格をスマートフォンで撮影したもので構いません。

#### エ アピールシート

小城市ホームページからWORDファイルをダウンロードしていただき指定のメールアドレスに送付してください。

【送付先】 [saiyou@city.ogi.lg.jp](mailto:saiyou@city.ogi.lg.jp)

小城市ホームページ (<http://www.city.ogi.lg.jp>) ⇒ 暮らしの情報

⇒ 採用・募集・登録情報 ⇒ 小城市職員採用試験 ⇒ 令和7年度小城市職員採用試験

⇒ 任期付保育士・幼稚園教諭

## (2) 申込方法

QRコードを読み込んでいただき、LINEに表示される質問事項に回答してください。



※LINEを利用されていない場合は、総務課人事係までご連絡ください。

## (3) 申込期限等

4月30日（水）8時30分から5月19日（月）17時までに到着したものを受け付けます。申込に当たっては、時間に余裕をもってお申し込みください。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによるシステムトラブルの責任は一切負いません。

## (4) 受験票の交付

受付締切後に受験票を交付します。受験票は、必ず試験会場に持参してください。

## 6 試験結果の開示

試験の結果は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の趣旨に基づき、以下のとおり口頭で開示を請求することができます。電話、はがきによる請求はできません。

請求期間：結果発表後1か月間（ただし、第一次試験の合格者にあつては第二次試験合格発表後1か月間、第二次試験合格者にあつては最終合格発表後1か月間）

請求期間を過ぎた後に開示を希望する場合は、書面により開示請求を行うことができます。

## 7 問い合わせ先

小城市役所総務部総務課人事係 担当 田中、北島

〒845-8511

佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2

電話：0952-37-6112（直通）

※ この試験の実施に伴い御提出いただいた個人情報は、採用のためにのみ使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。